

経済学史学会会則内規

- 1 第3条(1)の地方部会および研究会の開催に必要な経費の補助は、幹事会の定める細則にもとづいて行い、幹事会の承認を得るものとする。
- 2 第3条(4)の会誌の頒価は1号につき3,000円とし、学会事務局で販売する。ただし、会誌の追加購入を希望する会員には1号につき1,800円で頒布する。
- 3 第4条の入会申込資格は大学を卒業した者またはそれに準ずる者とする。
- 4 第5条3の終身会員は、選挙権および被選挙権をもたない。
- 5 第11条の常任幹事若干名は5名以内とし、代表幹事とともに常任幹事会を構成する。常任幹事は、第12条の幹事会が委嘱する委員若干名によって構成される委員会の委員長を務める。
- 6 第12条の委員若干名によって構成される必要な委員会は、幹事会が定める。当面、編集委員会、大会組織委員会、企画交流委員会、学会賞(研究奨励賞)審査委員会、総務委員会とする。
- 7 第13条の総会は、幹事会において議長、議事、会場および期日を定め、会員に通知する。また、総会では、常任幹事が幹事会の承認のもとに会務および会計を報告する。
- 8 会員以外に会員名簿(およびコピー)を譲渡または開示することを禁止する。
- 9 内規の改廃は幹事会が行う。

附則

- 1 会則内規4の規定にかかわらず、終身会員の選挙権については終身会員規程によるものとする。